

「有機農業の推進に関する基本的な方針」に関するご意見の概要とご意見に対する考え方

- 合計38の個人又は団体からご意見をいただきました。
- いただいたご意見の概要とそのご意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、ご意見を内容別にまとめているため、合計数と意見提出数は一致しません。
- 同旨のご意見及び今回の意見募集と関係しないご意見については、回答いたしません、今後の参考とさせていただきます。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	第1 有機農業の推進に関する基本的な事項	
1	国を挙げて有機農業を推進・面積拡大すること自体が、食料安全保障や環境保全の観点から疑問。 有機農業の推進による食料自給力・生産基盤の低下、有機農業の農地拡大に伴う新たな森林伐採や自然環境の開拓による生物多様性の破壊、労力増大に対応した機械除草の拡大による温室効果ガスの排出増加、使用資材に限られることによる病虫害蔓延リスク及びそれに伴う経営リスク・食品ロス等のリスクがある。 有機農業の推進ありきではなく、科学的根拠に基づいた「真に生産性が高く持続可能な食料供給体制の構築」へと、本方針の根本的な見直しを強く要望。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されております。同法第4条において、国は本法に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することと定められています。 なお、ご指摘の食料安全保障の確保や環境保全、経営リスク等については、他の施策も含め総合的に対応してまいります。
2	「世界で勝てる有機農業の面的拡大」やスマート農業技術等の導入による生産性の向上よりも、地産地消、産消提携、農業体験、学校給食での活用等により多く費用配分すべき。	第1「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、従前からの、地産地消、産消提携、農業体験等の取組も含めて推進する旨を記載しております。
3	有機農業の推進という点において、日本中心の狭義的及び短期的な見方だけでなく、気候変動対策や生態系保全等の地球規模の広義的かつ長期的な視点をもった方針を基本的な事項に取り入れるべき。	第1「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、地球温暖化防止等への寄与について記載しています。
4	有機農業の拡大に向けて意欲的な目標を掲げていること、食料安全保障に貢献することを明記したことは高く評価したい。一方、これまでの有機農業を支えてきた中小規模農家の努力を軽視し、有機農業の理念を損ないかねない点を懸念。「みどり加速化GXプラン」やスマート農業による産地形成が重点に置かれている方向性には問題が多い。	ご意見も踏まえ有機農業の推進に取り組んでまいります。
5	有機農業の推進は、既存の農地や慣行農業を単に有機農業へ置き換えることだけを目的にすべきではなく、国内で食料を安全かつ安定的に生産し続けるための一つの手段として位置付けるべき。 国内の耕地面積と食料生産の総量を維持・回復しながら、有機農業を広げ、収量・価格・安定供給・農業者負担を軽視せず、農薬や農業資材の安全性と供給網、農地や水源の保全まで含めた、総合的な食料安全保障政策として進めていただきたい。	第1「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものであり食料安全保障の観点からも重要である旨記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。 なお、ご指摘の農業資材の安全性と供給網、農地や水源の保全等については、他の施策も含め総合的に対応してまいります。
6	今回の基本方針は、ノンケミカルと環境負荷軽減だけをクリアすれば、有機資材の大量購入、単一品目の大量生産、遠方への大量輸送でも問題ないとする自称有機農業や、植物工場の農産物でも良いとする考え方を助長する。有機農業推進法の理念を明記したガイドラインの作成など、慎重な運用が望まれる。	第1「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、有機農業は自然循環能を大きく増進し、生物多様性保全等に寄与するものである旨について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	基本的な方向性としてオーガニックビレッジにおける地域ぐるみの内容を充実させる方向性が必要。	ご意見のとおり地域ぐるみで有機農業を推進することは重要であり、第3「有機農業の推進に関する施策に関する事項」の各種施策を通し、ご意見も参考に取り組んでまいります。
8	有機農業の原則と有機JAS制度への信頼を、推進政策の基本に据えること。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されております。同法第3条に定められた基本理念に則って有機農業の推進を図ってまいります。
第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項		
9	国産シェアの目標実現には、需要拡大と同時に、国産品保護のための適正な関税措置や有機同等性認証の運用強化を検討すべき。	有機食品の国産シェアの拡大にあたっては、生産・調達、流通・加工、消費の各段階での取組が重要と考えており、ご指摘も踏まえ総合的に対応してまいります。
10	目標を具体的に明示し、方策についても網羅的に提示された点は評価するが、「有機JAS」認証とそれを前提条件とした「有機農産物」等の普及・拡大についての目標も明示すべき。また、有機JAS認証の面積、農業者数の目標も併せて明示すべき。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。 有機JASの普及については、第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、有機JAS制度を利用しやすい環境づくり、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、有機JAS制度等の普及啓発について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。
11	2050年目標（25%・100万ha）達成には程遠い状況。学校給食の有機食材使用義務化の加速などを通じ、達成年限を大幅に前倒しすべき。また、あわせて現状10%未満にとどまる種子自給率についても、2050年までに50%へ引き上げる目標を本方針に明記すべき。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。 ご指摘の学校給食での活用、有機種苗については、第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」及び第3の「4 有機食品の需要拡大」において学校給食での活用の推進、第3の「2 有機農産物の生産拡大」において有機種苗を確保しやすい環境づくりについて記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。
12	有機農業の多面的・公共的価値を施策全体・生物多様性、土壌の健全性、地域資源循環、気候変動への適応、農村コミュニティ、地産地消・産消提携等の価値を損なわないことを、基本原則として明記すること。また、これらの価値を面積・市場規模と並ぶ評価指標に位置付けること。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されております。同法第3条に定められた基本理念に則って有機農業の推進を図ってまいります。また、今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。ご意見も参考に取り組んでまいります。
13	2030年目標の根拠、内訳及び進捗管理方法・市場規模、国産シェア等の目標について、推計方法、母集団、品目別・認証別の内訳を公表し、毎年度の進捗を検証すること。また、国産シェアについては、国内生産が困難なコーヒー、バナナ等の影響が分かる補助指標を併記し、有機農業者数3万6千人という目標には、新規参入数だけでなく、継続率、離脱・再転換、認証取得者数等の指標を組み合わせ、達成経路を示すこと。	第3の「7 調査の実施」において、有機農業の推進のために必要な情報の把握のための調査の実施・情報の発信、第4の「2 基本方針の見直し」に目標の達成状況について随時確認する旨を記載しております。また、今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものであり、ご意見も参考に取り組んでまいります。
14	学校給食等での有機農産物の活用について、自治体の自主性を尊重しつつ、使用自治体数、使用頻度、品目、調達額等の全国的な指標と2030年目標を設定すること。 慣行品との差額を生産者への値下げ圧力や自治体・保護者の負担に転嫁せず、国が必要な財政支援を行うこと。あわせて、地域の生産計画、集荷、一次加工、給食施設、人材、食育を一体的に支援すること。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものですが、ご指摘の学校給食での有機農産物の活用は重要と考えており、ご意見も参考に取り組んでまいります。 なお、ご指摘の一体的な支援等については、他の施策も含め総合的に検討してまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
15	基本方針案では、取組面積や有機農業者数などが目標になっているが、「農業所得」「労働時間」「生産者の定着率」「地域内流通率」「学校給食等への供給割合」「共同販売・共同物流の取組状況」等の産地が持続的に発展しているかを評価する指標についても検討を求める。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。ご意見も参考に取り組みでまいります。
16	有機食品の消費も「国産シェア」の拡大に寄与すべき。「国産」の有機を拡大することが重要であり、めやす（目標）とすべき。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものですが、ご指摘の国産有機食品の需要拡大は重要と考えております。国産の有機食品については、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、消費者の有機農業に対する理解の増進等により、有機農産物を選択する等の行動変容を促す旨を記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項		
17	有機農業を食料安全保障、生物多様性保全、地域づくり等に資するものとして位置付け、従来の個々の取組に加えて面的な推進を図ろうとしている点を評価。他方、第4回部会では、米価変動を契機とする有機農業からの離脱、消費者が日常的に購入できる価格と生産者の再生産可能な価格の両立等が指摘された。骨子から本文へ具体化された後も施策・指標として十分に担保されていない。	ご意見も踏まえ有機農業の推進に取り組みでまいります。
18	有機種苗だけでなく、国産の有機農業用資材（土づくり資材・生物由来の防除資材等）の供給体制強化を明記すべき。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、有機農業資材等の調達の円滑化について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
19	生分解性プラスチックは慣行のプラスチック資材よりも特殊な化学物質が多く含まれており、環境負荷低減事業活動とは言い難い。有機農業に使われないように周知すべき。	
20	肥料の輸入依存のリスク対策として、有機農業だけではなく、国内で肥料を作る選択肢も入れるべき。また、有機農業に手間がかかることが分かっているのであれば、まずは生産性向上のための技術開発を優先すべき。	肥料については、国内資源を活用した肥料への転換対策を実施しているところです。また、有機農業の推進にあたっては、生産・調達、流通・加工、消費の各段階での取組が重要と考えており、ご指摘の生産性の向上も含め総合的に対応してまいります。
21	有機JAS認証の信頼性と認証を受けた有機農産物の品質保証の実効性を確保するため、一般栽培農産物、特別栽培農産物、有機JAS認証農産物、有機JAS認証を受けていない有機農産物について、残留農薬の分析と調査結果の公開を定期的の実施し、日本の有機農産物、特に有機JAS認証農産物の安全性が国際的な基準以上であることを確認すべき。 また、有機JAS認証の手間と費用の負担が大きいため、認証団体の運営体制の見直しも含めて認証に係る事務的負担と経費を大きく減らしてほしい。認証の手間や費用を賄えない小規模農家のための代替的な仕組みとして、産消提携のための参加型保証システム（PGS）やCSA等の認定や取組みに係る自治体や民間組織へ支援すべき。	有機JASは、安全性の基準を定めたものではなく、農業生産に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定したものです。有機の国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、化学的に合成された肥料や農薬等の使用を避けることを基本としております。 なお、食品中の残留農薬については、慣行農業により生産された農産物を含め安全性の確保に取り組んでおります。 また、第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、農業者が認証を利用しやすくなる環境づくりについて記載しており、ご指摘のPGS等の認証についても実情に応じて活用されることが適切であると考えています。ご意見も参考に取り組みでまいります。
22	カーボンニュートラル政策を優先するために、有機農業における過剰なビニールやゴム製品等の農業利用を放置したり、太陽光パネル等の設置による他の種類の環境汚染・破壊、食品汚染を引き起こさないようにすべき。	有機農業の推進に当たっては、ご指摘の環境汚染等にも留意しながら、取り組んでまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
23	「新たな環境直接支払交付金」策定にあたっては、有機JAS認証を受けた農地はすべて交付の対象とし、移行支援だけでなく、気候変動対策や生態系保全などの取組を継続的に支援する制度も整備すべき。 また、「新たな環境直接支払交付金」において、育苗・育種を行っている、また新たに取組もうとする個人・法人への支援を加えるべき。	新たな環境直接支払交付金については、現在、検討を進めているところであり、ご意見も参考にさせていただきます。
24	流通体制の構築にあたり、有機農産物を取り扱うことへの経営上のリスクを解消するため、当該業者への支援措置を「新たな環境直接支払交付金」に盛り込むべき。	
25	新しい環境直接支払制度について、補助期間や実施内容、みどり認定との連携等の追加的な制約や負担を見直すべき。また、交付単価の引き上げが望ましい。	
26	新たな環境直接支払い交付金において、「支援の検討」にとどめず、移行期の減収・認証準備に加え、継続期の環境便益、追加的労働、気候・価格変動によるリスクを適切に評価し、予見可能な複数年支援を行う方向を明記すること。地域条件、品目、経営規模に配慮し、中山間地域や小規模・家族農業も利用しやすい申請・支払設計とすること。	
27	有機JAS認証の取得・更新費用を支援するとともに、認証負担に係る調査を実施すること。 また、有機種苗の生産、供給体制を整備し、情報アクセスも確保すること。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、農業者が認証を利用しやすくなる環境、有機種苗を確保しやすくなる環境づくりについて記載しております。また、第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、関係者のネットワークを通じて農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備に努めると記載しております。第3の「7 調査の実施」においては、有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施すると記載しております。ご意見も参考に組み込んでまいります。
28	有機農業の推進に当たり、人材不足等を踏まえ、担い手確保と就労環境の整備を強化するとともに、国内自給率向上に資する体制整備を求める。具体的には、作業負担軽減策および若年層・中高年層の参入支援による高齢化対策、スマート農業への過度な投資偏重や移民依存ではなく、日本人を主体とした農業人材育成・就労環境整備を推進すること。 農家の公務員化の検討や補助金制度の拡充、天候・災害・盗難等への対策支援を強化し、農業経営の安定性を高めること。 有機農産物の流通促進、メディアによる正しい情報発信、学校給食への積極的導入を進め、需要拡大を図ること。 種子・肥料等の国内自給体制への転換の推進、食料安全保障の観点から国内自給率向上を国家的優先課題として位置付けること。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、新たに有機農業に取り組む農業者等に対する研修機会の充実や技術開発・普及を通じた省力化等の生産性向上、第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において、効率的な流通体制の構築、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、エビデンスを伴った情報発信や学校給食等への有機農産物の供給の円滑化について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。 なお、ご指摘の就労環境整備や農業経営の安定性の向上、食料安全保障の確保等については、他の施策も含め総合的に対応してまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29	有機農業にあっては、自然の循環機能や生態系の保全等一定の期待度はあるが、収量低減等による採算性の低減、慣行栽培品との競争力において価格転嫁が難しいなどの課題がある。有機農業の拡大を目指すにあっては、現状の課題と原因を分析し、実現性の高い手段が確立された上で進めるべき。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、技術開発・普及を通じた単収向上や省力化等の生産性の向上、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、消費者の有機農業に対する理解の増進等による行動変容の促進等について記載しているほか、第3の「7 調査の実施」において、有機農業の推進に必要な情報を把握するための調査の実施とその成果の施策検討への活用について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。
30	有機農業や自然農法では「雑草を味方にする」という積極的な利用法も確立しており、「除草」という概念自体が、有機農業の原理に立っていない。	有機農業の栽培技術については、第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、各地で実践されている栽培技術等の情報共有や新たに有機農業に取り組む農業者等への適切な技術・指導者へのアクセスの向上について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。
31	生ごみ、食品残渣等の有機質資源の活用のため回収コストの支援や民間企業に対する助成・投資支援を行うことが重要。これにより、安価で安定した国産有機肥料の供給網を構築し、農家の資材コスト低減につなげる必要。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、地域資源循環のための体制構築について記載しているところです。実施手法等については、個別の施策を具体化の中で検討してまいります。
32	有機農業専攻が設置された農業大学校等の整備により有機農業者を育成する場づくりが急務。また、有機農業を地域で指導できる普及員の育成も重要。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、農業大学校等における教育機会の充実や普及組織等による研修機会の充実について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。
33	市場流通のみに需要拡大を依存すると目標達成が困難になることから、学校給食・公共調達を通じた需要創出と安定的供給の強化を明記すべき。	第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」及び「4 有機食品の需要拡大」において、学校給食及び国等の機関での活用並びに民間企業への展開について記載しており、実施手法等については、個別の施策を具体化の中で検討してまいります。
34	学校給食等での有機食材の利用を国として推進・助成し、通常の食材との価格差を公的に補填する仕組みを強化する必要。これにより、子どもの食育及び生産者の売上の安定化を図る必要。	
35	有機認証は規模の小さな事業者には厳しい制度である。小規模生産者と販売、購入者のマッチングや、消費者に対し有機農業の購入動機を環境貢献を中心に据えること、国による慣行農業から有機農業への切り替えを提案する。有機農業を推進するなら、そのメリットを明確にし、有機農業をブランディングしていけばよいのではないかな。	第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において、有機農業者、事業者等との連携促進による多様な販路の確保、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、消費者の有機農業に対する理解の増進や消費者の行動変容、第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、農業者等が円滑に有機農業に取り組むための施策について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。
36	有機加工食品について、加工過程における殺菌剤、殺虫剤、潤滑油、環境ホルモン等による汚染リスクを最小限とし、食品の安全性を犠牲にしないこと。また、加工品、外食メニュー等において、事業者が有機農産物の使用を訴求しやすくなるように、有機食品の栄養性や安全性、健康効果の可能性等に係る国内外の情報を収集、整理して事業者や業界関係者に提供してほしい。 新規就農者の販路拡大について、全都道府県の主要な市街地の中心部に有機農産物の直売のための全天候型の売り場を生産者、販売者に提供する等の公的支援をすべき。	有機加工食品に限らず、食品の安全の確保及び安全性の一層の向上に取り組んでおります。また、第3の「4 有機食品の需要拡大」においては、有機農業の意義やその他の特徴についての情報発信とエビデンスを伴った情報発信について記載しております。 販路拡大に向けては、第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において、多様な販路の確保について記載しており、実施手法等については、個別の施策を具体化の中で検討してまいります。
37	有機農産物の販売先は、大都市も重要なターゲットとなる一方、地域内流通の促進も重要。 地域で生産したものを地域で加工し、地域で付加価値を創出する「地産地加工」の視点を位置付けることを提案。これにより、地域経済の活性化、雇用の創出、規格外品の有効活用、通年供給等の効果が期待される。	第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において産地における一次加工等、第3の「4 有機食品の需要拡大」において、地産地消や産消提携の取組について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
38	物流コスト削減のため、地域ごとの集荷拠点の整備やITを活用した流通構築を国として支援する必要。また、有機肥料の国産供給体制の強化に向けた取組や、実効性のある需要創出策の盛り込みを望む。	第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において、効率的な流通体制の構築について記載しているところです。実施手法等については、個別の施策を具体化する中で検討してまいります。
39	教育施設等の食堂へ有機食材の活用を推進し、持続可能な食料システムのための公共調達として再定義することが重要。その体制構築に向け、集荷・加工施設の整備、食育活動を一体的に推進する必要。また、教育施設に有機農業公園を設置し、食農教育を推進すると共に、先進事例の創出を図る必要。	第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」及び「4 有機食品の需要拡大」において、学校給食及び国等の機関での活用、並びに民間企業への展開について記載しております。第3の「4 有機食品の需要拡大」において、農業公園等を通じた地域住民全体の有機農業への理解の増進について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
40	有機農産物の販路として学校給食を活用することは、給食費を負担する生徒や納税者に強制的に消費させることになることから、慎重であるべき。	学校給食における有機食品の活用は、安定的な販路の確保や食育の推進の観点から重要と考えていますが、活用にあたっては地域の実情等を踏まえ、適切に実施することが必要と考えております。
41	関係省庁とも連携し、学校給食や農業体験を消費拡大の手段としてのみ捉えるのではなく、教育的価値を有する取組としても位置付けるべき。	学校給食や農業体験は、食や農林漁業に対する関心や理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む食育の観点からも重要と考えており、第3の「4 有機食品の需要拡大」においてその旨を記載しております。
42	有機農業への理解醸成の取組にあたっては、単なる認知度の向上だけにとどまらず、有機食品の高い安全性や期待されている健康効果等に重点を置いた消費者に向けた訴求力のある情報発信を進めるべき。	第3の「7 調査の実施」において、有機農業の推進のために必要な情報を把握するための調査の実施や幅広く分かりやすい情報の発信について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
43	有機食品の価値や価格に対する消費者の理解を促進する取り組みを強化するとともに、有機食品を積極的に取り扱う事業者や学校給食への支援を拡大するべき。	第3の「4 有機食品の需要拡大」において、消費者の有機農業に対する理解の増進や学校給食等への供給、第3の「3 有機農産物の流通・加工の拡大」において、事業者等との連携促進による多様な販路の確保について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
44	有機農業への理解醸成には、単なる啓発では限界がある。定期的な有機農業体験休暇制度や教育ファームとの連携など、有機農業に直接触れる事業を検討すべき。	第3の「4 有機食品の需要拡大」において、農業体験等を通じた地域住民全体の有機農業への理解の増進について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
45	都市部における有機農業公園は、体験型学習や食農教育の場を提供する。さらに、本取組は消費者の有機農業への理解醸成や新規有機農業者の創出にも寄与する。	
46	科学的根拠のない風説は、行政による有機農業の推進のいかなる施策にあっても用いられないよう厳格に管理すべきであり、有機農業の推進に関する基本的な方針の検討にあたっては、科学的根拠と実証データに基づく信ぴょう性の高い複数のフィージビリティスタディの検討を重ねて策定すべき。	第3の「4 有機食品の需要拡大」において、有機農業の意義やその他の特徴についてのエビデンスを伴った情報発信、第3の「7 調査の実施」において、有機農業に関する生物多様性保全、気候変動・自然災害への適応性等の社会的効果やその他の有機農業の推進に必要な情報を把握するための調査の実施とその成果の施策検討への活用について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
47	モノカルチャー型の大量生産は有機農業の理念とそぐわない。生産段階での環境負荷は減るかもしれないが、輸送・貯蔵段階でそれ以上に負荷を増大させる恐れが高い。生産過程から消費までの環境負荷を推定するLCAの視点を導入し、算出したデータで地場産有機農産物の優位性をアピールすべき。	

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
48	有機農業の意義が十分浸透していない背景として、消費者はあくまでも受け身といった思い込みがある。消費者も有機農業政策形成の一員であると認識を改める必要。消費者の意見を積極的に集め、施策に反映させることが食品を買う側から一緒に育てる側への意識づくりが期待される。国はこのような仕組構築を推進すべき。	第3の「4 有機食品の需要拡大」において、有機農産物等の持つ意義・特徴が適切に評価・選択される市場の形成に向け、有機農産物の販売の在り方等についての多様な関係者の意見を踏まえた検討について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。
49	有機JAS認証の表示とみえるらべるを併用することで環境負荷低減が消費者に伝わりやすくなり、有機農業の認知度向上及び生物多様性の向上により貢献すると期待。	
50	生産・加工・流通の効率化は、生産者価格の引下げを目的とするのではなく、農業者が有機農業を継続できる所得・価格を確保しつつ、幅広い消費者が日常的に有機食品を選択できるようにするものと明記すること。価格変動、追加コスト、労働時間、所得、消費者の購入障壁を継続的に調査し、長期契約、共同調達、公共支援等を通じてリスクを分担する施策を講じること。	有機農業を継続できる環境の整備にあたっては、生産・調達、流通・加工、消費の各段階での取組が重要と考えております。また、第3の「7 調査の実施」において、有機農業の推進のために必要な情報の把握、分かりやすい情報発信を位置付けており、ご意見も参考に他の施策も含め総合的に対応してまいります。
51	有機食品の需要見通しについて、国の推進計画として整合性の取れたものにすべきであり、見通しだけでなくマーケットの成長を促すための政策目標を立てることが必要。普及啓発に必要な予算を安定的に確保することを明記し、有機農業実践者が注目を集めるキャンペーンの実施や食育、有機農業公園の取組を支援すべき。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。また、第3の「4 有機食品の需要拡大」において国産有機食品に対する需要の喚起について記載しており、実施手法等については、施策を具体化する中で検討してまいります。
52	有機農業に関わるのは、畜産、綿、コスメやボディケアの原料となる樹木やハーブなど多岐に渡る。推進体制の関係者として、他の産業を位置づけることを提案。	第3の「4 有機食品の需要拡大」において、多様な民間事業者との連携を通じた消費者のライフスタイルや行動の変容を促す取組の推進について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。
53	面的な拡大や「ゾーニング」を進めるにあたって、慣行農業との合意形成とドリフト防止に向けて、地域計画や協議会の役割をより具体化し、また、ガイドラインを明記すべき。	ご指摘の問題意識も考慮し、第3の「5 有機農業の産地づくり」において、地域計画の継続的な見直し等について記載しているところです。具体的な地域の合意形成の手法等については、個別の施策を推進する中で周知してまいります。
54	普及指導員の知識不足や指導者不在が拡大のネックとなっていることから、デジタル技術を活用した知見の共有・データベース化を追記すべき。	ご指摘の点については、個別の施策を具体化する中で対応してまいります。
55	国や自治体による農業支援等への公的サービスや、有機農業の産地づくりにおける「農地の確保・団地化、慣行農業とのゾーニング等の推進」が将来的に日本国内における有機園場や有機生産者の強制的な隔離政策、団地化やゾーニングから外れた有機農業関係者の権利を侵害、抑圧するような形で決して使われることにならないように留意すべき。	ご指摘の点にも留意しつつ、取り組んでまいります。
56	中山間地域における中小家族農業の有機農業の振興を目指すべき。早急な施策の実施を期待する。具体化に際しては、中山間地における中小規模有機農家の意見を愚直に集め、真摯に施策化することが重要。	ご指摘の点については、ご意見も参考に個別の施策を具体化する中で対応してまいります。
57	都市部に野菜栽培に関心を持つ人もいるが、手軽に農地を購入できる仕組みが整っていない。都市部であっても自然と触れ合える仕組づくりを推進すべき。また、兼業農家の増加や農村部における専業農家への支援は、食料自給率の向上や過疎対策に寄与すると考える。	ご指摘の環境整備や支援の拡充、過疎対策等については、他の施策も含め総合的に対応してまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
58	中山間地域等の重要性に「留意する」との記載を、具体的な支援対象・評価基準に反映すること。 また、地域計画への位置付け、団地化、規格統一、スマート農業技術の導入は、関係者の合意形成を前提とし、小ロット、直売、産消提携等を不利に扱わないことを明記し、オーガニックビレッジ等への支援も、短期間の事業に終わらない継続的な制度とすること。	第1「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、有機農業の推進に当たっては、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を尊重するとともに、慣行農業を営む者との相互理解のもと各種取組が行われるよう留意する旨について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。 なお、個々の支援や制度については、個別施策を具体化の中で検討してまいります。
59	営農型発電の活用型の有機農業の推進による耕作放棄地対策が急務。	第3の「5 有機農業の産地づくり」において荒廃農地の活用について記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。 なお、営農型発電については地域により実情が大きく異なる中で一律に推進することは適当でないと考えています。
60	有機農業は中山間地域において持続可能な農業と位置付けられる。有機農業の拡大により中山間地域の管理力が高まり、獣害被害が抑制される。このため新しい環境直接支払交付金により恒常的に支援されるべき。	第3の「5 有機農業の産地づくり」において、推進にあたっては、中山間地域の重要性への留意する旨を記載しております。新たな環境直接支払交付金については、現在、検討を進めているところであり、ご意見も参考にさせていただきます。
61	生産者が資材を選定する際の科学的根拠に基づく効果評価の仕組みへの言及がない。客観的根拠に基づく資材評価・情報提供の仕組み整備の検討を追記すべき。	第3の「2 有機農産物の生産拡大」において、有機農業資材等の調達の円滑化について記載しているほか、第3の「7 調査の実施」において有機農業に関する技術等の有機農業の推進のために必要な情報の把握、分かりやすい情報発信を位置付けております。ご意見も参考に組み込んでまいります。
62	省力化技術や抵抗性品種等の技術開発だけでなく、日本の自然条件に適応した栽培体系、地域ごとに蓄積されてきた実践知、農業者の経験を踏まえた有機農業のあり方を検討する視点も重要。「日本型有機農業」のあり方についてより明確に位置付けるべき。	地域により気候や農地の条件が大きく異なることから、地域の実情に応じて様々な形で有機農業に取り組まれてきたと承知しており、第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、地域の実情に応じた研究開発の推進や地域の実情に応じた技術体系の確立について記載しております。ご意見も参考に組み込んでまいります。
63	先端バイオ技術による病害虫対策を前提とせず、土壌微生物の力を活かした自然栽培技術や在来品種の活用など伝統的知見に基づく研究開発・普及に予算を重点配分すべき。	
64	籾殻燐炭やバイオ炭等の有機農業への利用について技術開発と普及を積極的に進め、バイオ炭の農業利用を環境負荷低減事業活動の主要項目として追加すべき。また、低栄養条件に適応した動植物の高収量性品種の育成や栽培管理法、病虫害被害軽減のための動植物の抵抗性育種や栽培管理法、雑草に対する競合性を持つ作物育種、それらの品種や栽培法に適した低コストの機械技術や施設の開発等を介して低投入型持続的農業を推進すべき。	第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、有機農業に資する技術等の研究開発の働きかけや技術の普及について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。 なお、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動（令和4年農林水産省告示第1413号）において、「土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に使用して行う生産方式による事業活動」を環境負荷低減事業活動として定めています。
65	消費者や生産者、実需者の多様なニーズに応えるという受身の姿勢だけではなく、生産者や販売者、研究者側からの情報提供、提案による消費者や生産者、実需者の新たなニーズの創出も検討するべき。	第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、農業者や民間事業者、研究機関等の関係者が参加するネットワークの構築を通じた情報共有等について記載しており、ご意見も参考に組み込んでまいります。また、実施手法等については、個別施策具体化の中で検討してまいります。
66	有機農業の認知度向上には、ネットワークを介した他地域の事例比較による独自色の創出と物語性向上が有効。	

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
67	自然／再生可能エネルギーの地域内利用について、基本方針に反映させることが望ましい。気候変動対策は、品種開発だけでなく、不耕起栽培など耕種的な技術確立も重要。また、生物多様性の保全や向上のため、ため池や河川等の農業水利基盤や農的里山空間のエコロジカルな保全が重要。	第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、地域の実情に応じた技術開発や技術体系の確立、第1の「有機農業の推進に関する基本的な事項」において、有機農業が生物多様性保全に寄与することを記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
68	農業者を技術の受け手としてだけでなく、研究・実証・評価の共同主体として明記し、各地の経験知、生態学的管理、地域固有の技術を収集・検証・共有すること。 農業大学校に加え、大学、研究機関、民間団体、農業法人等が連携し、生産、経営、加工・流通、普及を横断して担う有機農業の技術者・指導者を育成する仕組みと、その就業・配置支援を設けること。	第3の「6 有機農業の技術開発・普及」において、農業者や研究機関を含む有機農業の関係者が参加するネットワークの構築とそのネットワークを通じた地域の実情に応じた技術体系の確立や情報共有等について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。 なお、ご指摘の有機農業の技術者・指導者を育成する仕組み等については、個別施策を具体化する中で検討してまいります。
69	有機農業が有する価値を適切に政策へ反映するためには、土壌の健全性、生物多様性、地域資源循環等の環境的・社会的価値についても把握・評価し、その成果を施策の検証や改善に活用する視点を加えるべき。	第3の「7 調査の実施」において、有機農業に関する生物多様性保全、気候変動・自然災害への適応性等の社会的効果やその他の有機農業の推進に必要な情報を把握するための調査の実施とその成果の施策検討への活用、幅広く分かりやすい情報発信について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
70	有機農業であっても営農方法によっては生物多様性に影響を与えるトレードオフが存在する場合や、ほ場の大区画化や水路等の近代化等による環境の変化が生物多様性に影響を与える場合がある。このため、ほ場だけでなく周辺の農地環境まで含めた広い視点から、生物多様性保全へのトレードオフを正確に把握し、その軽減、解消が必要。本方針案全体を通じてトレードオフがあった場合の対処方法を明記すべき。	
71	トレードオフが生じない又は適切な有機農業の促進は、ネイチャーポジティブに貢献可能と考える。また、これを消費者に理解されることが消費拡大のインセンティブになると考える。海外事例も活用した消費者理解促進のためのエビデンス収集が必要。	
72	下水汚泥を含む堆肥、液肥効果を期待する形での下水再生水の利用などは有機農業で禁止されていることを広く国民に周知すべき。また、下水汚泥や下水再生水が農業利用される場合は、少なくともストックホルム条約で規制されている汚染物質は全て国が責任を持って検査し、安全性が担保された上での利用に制限されるべき。 畜糞、人糞を原料とするバイオガスプラントの副産物を再生敷料や肥料として利用する場合、固形分中に危険な汚染物質が含まれていないことを確認するべき。	第3の「7 調査の実施」において、有機農業に関して幅広く分かりやすい情報の発信について記載しております。 また、食品の安全性確保は重要であり、ご意見も参考に肥料や有機農産物に限らない食品の安全性確保に取り組んでまいります。
73	有機農業の正確な現状把握のため、有機JAS認証を受けた農業者・法人の悉皆調査を実施すべき。	第3の「7 調査の実施」において、有機農業の推進のために必要な調査の実施について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項		
74	政策形成に当たっては、多様な主体の知見や現場の実践が幅広く反映されることが重要。特定の立場や価値観に偏ることなく、科学的知見と現場の実践、地域の実情を踏まえた透明性の高い政策形成が継続されることを希望。	第4の「1 関係者との連携・協力体制の整備」において、有機農業の推進に当たり様々な関係者と連携・協力して取り組む旨、施策の策定に当たって関係者の意見や考え方を把握の上検討する旨を記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。
75	JAグループが組織をあげて有機農業を体系に取り入れ推進することができるよう支援・周知していくことが重要。	第4の「1 関係者との連携・協力体制の整備」において、農業協同組合等の農業法人・団体等と連携・協力した取組について記載しており、ご意見も参考に取り組みでまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
76	施策の策定時だけでなく、実施、点検、評価、見直しの各段階で、関係者等が参加する常設の協議・評価の場を設け、その構成、開催状況、意見への対応を公表すること。とりわけ、小規模・家族農業者、新規就農者、中山間地域、女性・若者等の声が反映される仕組みとすること。	第4の「2 基本方針の見直し」において、5年後を目途に施策の効果の検証も含めた最終評価と見直しの検討について記載しているところです。関係者のご意見も踏まえながら食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会でご審議いただき対応してまいります。
	その他	
77	有機農業の推進を「環境に良い農業」というだけではなく、「日本の生存基盤を守る政策」として位置付けること。未来の子どもたちが、将来も安心して食べていける日本を残すために、有機農業を含む持続可能な国内農業への投資を、国家的な最優先課題の一つとして取り組んでいただくことを要望。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されております。同法第4条において、国は本法に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することと定められています。ご意見も参考に有機農業の推進に取り組んでまいります。
78	いわゆる自然食品業界においては、有機農産物・有機加工食品は、有機JAS認証を受けていない食品と一緒に扱われており、法令に定める有機食品の定義が誤って用いられている。	御認識のとおり、JAS法の規定により、有機農産物、有機畜産物及びそれらを原料とする有機加工食品について、有機の名称の表示が規制されており、それらの製品に有機JASマークが付されていない場合、製品に「有機」や「オーガニック」等の名称を表示することはできません。JAS法に基づいた有機の名称表示が適正になされるよう、監視・指導等を行っています。
79	食の安全を第一に考えてください。	有機農産物に限らず食品の安全の確保及び安全性の一層の向上に取り組んでおります。ご意見も踏まえ有機農業の推進に取り組んでまいります。
80	労働コストが大きく大規模化が難しいオーガニック農法ではなく、食料自給率を上げるために慣行農法での安定した生産と既存農家を守るための支援が必要。中でも、廃棄される野菜の活用、加工処理施設の整備、荒廃農地と担い手のマッチング、農地集約、凶作時の補償等が重要。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されております。同法第4条において、国は本法に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することと定められています。 なお、ご指摘の慣行農法での安定した生産等については、他の施策も含め総合的に対応してまいります。
81	どの程度の予算を見込んでいるのか明確に提示して頂きたい。	具体的な予算については個別施策の具体化の中で検討・対応していくものであり本方針で提示するものではありません。
82	有機JAS制度は、重イオンビーム育種を含む遺伝子操作技術による育種された農作物の栽培を禁止すべき。	有機JASは有機の国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、ご指摘の遺伝子操作技術に関して、ゲノム編集技術は、有機JASにおいては使用を認めないという運用を行っています。一方、放射線照射による育種を行った品種等の種子や苗の使用についてはコーデックスガイドラインにおいても有機JASにおいても禁止されていないものと承知しています。引き続き、有機JASの国際的な整合性の確保に向け、国内外の動向を注視してまいります。
83	「あきたこまちR」を含む重イオンビーム育種品種の取扱いを再検討すること。	
84	有機農業推進法第2条の定義を検証し、ゲノム編集その他の新たな育種技術に対応すること。	今般の基本方針の改定は、現行の基本方針に基づく目標の中間評価を行い、これらの目標に向けた達成の方策を検討するものです。ご指摘の新たな育種技術については、国内外の動向を注視してまいります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
85	国際的な有機農業の原則及び基準との整合性を確保すること。	本方針は、「有機農業の推進に関する法律」の規定に基づいて策定されており、同法第3条定められた基本理念に則って有機農業の推進を図ることとしております。ご意見も参考に、国際的な整合性の確保に留意しつつ、さらなる有機農業の推進に向けた検討を進めてまいります。
86	生産者、消費者及び認証機関等の政策決定への参加を制度化すること。	本方針の策定にあたっては、関係者のご意見も踏まえながら、食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会でご審議いただいているところであり、ご意見も参考に有機農業を推進してまいります。
87	農産物輸出戦略において、有機JAS認証品は付加価値の高い輸出品目として重要な位置を占めうるが、その前提として有機JAS規格が国際的な信頼を得られる水準にあることが必要。そのためには、有機JAS規格において有機種苗使用の例外規定を厳格化するとともに、供給基盤の整備するための施策を明記すべき。 また、重イオンビーム育種等の突然変異誘発技術や遺伝子組換えについて、有機JAS規格上の取り扱いを国際標準に照らして明確化し、必要に応じて規格改正を行うべき。その際、規格改定に伴う認証事業者の移行負担を支援すべき。	有機JASは有機の国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しています。引き続き、有機JASの国際的な整合性の確保に向け、国内外の動向を注視してまいります。 なお、ご指摘の有機種苗については、第3の「2 有機農産物の生産拡大」において有機種苗を確保しやすい環境づくりについて記載しており、ご意見も参考に取り組んでまいります。
88	農業者数の減少や高齢化、土地の価格向上、土地の売買などの課題を乗り越えなければ基本方針案に基づく有機農業の実現は難しいと考える。国内の一次産業従事者に焦点を当て、農業で生計が成り立つ状態をつくることが重要。	有機農業も含め、ご指摘の農業者の減少や高齢化等の課題については総合的に対応してまいります。
89	有機農産物の盗難対策が必要。	有機農業に限らず農作物の盗難防止対策の普及・啓発等の取組を行っており、引き続き関係省庁と連携して対応してまいります。
90	有機JASの「原則」においても、有機推進法の「遺伝子組み換え技術を利用しない」ことを尊重し、国際的な有機認証の同等性を維持するために「ゲノム編集技術」等を禁止していくことを検討することが重要。	有機JASは有機の国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、組換えDNA技術の使用を禁止しています。また、ゲノム編集技術の使用も認めない運用としています。引き続き、有機JASの国際的な整合性の確保に向け、国内外の動向を注視してまいります。
91	化学肥料原料の国産化及び有機肥料への計画的な切り替えについて、具体的な工程表と数値目標を明記すべき。	ご意見も踏まえ有機農業の推進に取り組んでまいります。
92	使用農薬・添加物・遺伝子組換え・ゲノム編集・放射線照射の有無等をQRコード等で消費者が容易に確認できる制度の整備、及び「国産」表示を原産地・加工地双方が国内である場合に限定する表示ルールの見直しを、需要拡大策に位置付けるべき。	
93	健康を害する化学肥料、農薬まみれのモノを食べたいとは思わない。国民が安心して食べるものを生産者の方に作っていただきたい。また、自然と一体型で環境にも優しい循環型有機農業を目指して頂きたい。	
94	新たな育種技術及び品種について、導入前に公開かつ総合的な評価を行うこと。	
95	新たな育種技術について、導入後も継続的な調査及び情報公開を行うこと。	